

函館市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき，子ども未来部を対象として，定期監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成31年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

## 平成30年度 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

子ども未来部

### 2 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年8月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 3 監査の期間

平成30年10月25日から平成31年1月25日まで

### 4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 現金出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

#### (3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（病児保育事業費補助金，地域放課後児童健全育成事業  
開設準備補助金）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

金堀小学校に統合児童館を整備するため，子ども健全育成費で執行するプール解体や測量調査などの実施にあたり，口頭で当該小学校を所管する教育委員会への通知を行ったとしているものの，その内容，経過，決定した事項等についての書類がなく，その手続きがとられたかどうかの確認ができなかった。当該事務についても書面により手続きを進める必要があると思料するので，適切な事務の執行を図られたい。

また，収入未済額の大半を占める滞納繰越分のうち，保育所入所負担金は減少傾向にあり，奨学資金貸付金収入および母子父子寡婦福祉資金貸付金収入は横ばいで推移しているものの，いずれも収入率は低下しており，そのほかの貸付金収入や使用料も含め，依然として収入未済額が多額となっていることから，今後も債務者の生活や経済状況を的確に把握しながら，収入の確保に努められたい。